

議員提出議案等 ー 令和3年12月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第5号	「国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる前進」を求める意見書	可決	12月17日
発議第6号	中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書	可決	12月17日
発議第7号	コロナ禍における米価下落対策を求める意見書	可決	12月17日

※ 次ページから各発議の内容を掲載しています。

令和3年（2021年）12月17日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員	宍 戸	稔
〃	鈴 木	深由希
〃	黒 木	靖 治
〃	弓 掛	元
〃	藤 井	憲一郎
〃	新 田	真 一
〃	徳 岡	真 紀
〃	増 田	誠 宏

国の責任による30人以下学級をめざした少人数学級のさらなる
前進を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
財務大臣	鈴 木 俊 一 様
総務大臣	金 子 恭 之 様
文部科学大臣	末 松 信 介 様
衆議院議長	細 田 博 之 様
参議院議長	山 東 昭 子 様

発議第 5 号

国の責任による 30 人以下学級をめざした少人数学級のさらなる
前進を求める意見書（案）

さまざまな課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、2021年3月31日、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校全学年での35人学級の実現に道を開きました。

しかし、35人以下学級でも学級規模は大きく、コロナ禍のもと、密を避けるための身体的距離の確保など、さらなる少人数学級を求める声が出されています。そして、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること、小学校、中学校及び高校の全学年で「30人以下学級」をめざした少人数学級の実現は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正の動きを受けて、自治体独自の少人数学級は今年度、15道県3政令市で前進していますが国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校、中学校及び高校全学年で、「30人以下学級」をめざしたさらなる少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。

よって、国においては、30人以下学級をめざした少人数学級の実現のため、

次の措置を講ずるよう強く要望します。

- 1 国の責任で、小学校、中学校、高校のすべてで「30人以下学級」をめざした、少人数学級をさらに前進させること。当面、小学校全学年での35人以下学級を5年かけずに早期に実現すること。
- 2 国は少人数学級実現のため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律・公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）12月17日

三 次 市 議 会

令和3年（2021年）12月17日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 齊 木 亨

〃 山 村 恵美子

〃 横 光 春 市

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 岡 一 弘

〃 中 原 秀 樹

中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し，日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
外務大臣	林 芳 正 様
内閣官房長官	松 野 博 一 様
衆議院議長	細 田 博 之 様
参議院議長	山 東 昭 子 様

発議第6号

中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書（案）

中華人民共和国（以下「中国」という。）政府によるウイグル人への弾圧について、米国国務省は2020年版の年次国別人権報告書でジェノサイド（民族大量虐殺）との認識を示し、人道に対する犯罪と中国政府を非難しました。また、米国連邦議会の中国問題に関する同年の年次報告書によると、新疆ウイグル自治区では2017年頃から弾圧が強まり、約180万人が強制的に施設に収容され、拷問や強制労働を受けていると指摘しています。

英国も、新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きていると指摘し、強制労働による製品の流通防止を打ち出しました。BBCをはじめとする国際メディアは、新疆ウイグル自治区でウイグル人が強制収容所に収容され、拷問や強姦を受けるとともに、民族浄化のために不妊手術を強制されている実態を報道しています。

オランダ、カナダの議会でも新疆ウイグル自治区の状況をジェノサイドと認定する動議が提出され可決されるなど、欧米各国でもこの問題を深刻に捉え非難の声を上げており、先進7か国（G7）のうち日本を除く6か国では、中国による新疆ウイグル自治区の人権侵害に対する制裁措置に踏み切っています。

これまで国連人権理事会では中国政府に対し、ウイグル人やチベット人、モンゴル人などの人権を守ることを求める勧告を採択していますが、中国政府は態度を改めていません。

こうした中国政府による民族弾圧は、152か国が批准するジェノサイド条約にも違反する行為であり、新疆ウイグル自治区だけにとどまらず、チベットや内モンゴル等自治区でも深刻な人権侵害が行われており、民族弾圧や文化の破壊、人命のみならず人権を侵害する行為に対して、断固として非難と抗議の声を世界中から上げなければなりません。

しかし、そのような中で日本国政府はウイグル人への弾圧について、懸念をもって注視しているとの発言にとどまっており、中国政府による人権侵害は看過できない問題であると考えます。

よって、本市議会は、国におかれては、中国によるウイグル人弾圧について日本政府として情報収集を実施し、問題が確認された場合は米国、英国をはじめとする関係各国や国連と連携し、基本的人権の尊重及び法の支配が中国でも保障されるように働きかけるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）12月17日

三 次 市 議 会

令和3年（2021年）12月17日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 宍 戸 稔

〃 伊 藤 芳 則

〃 黒 木 靖 治

〃 藤 岡 一 弘

コロナ禍における米価下落対策を求める意見書（案）

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
財務大臣	鈴 木 俊 一 様
農林水産大臣	金 子 原 二 郎 様
衆議院議長	細 田 博 之 様
参議院議長	山 東 昭 子 様

発議第7号

コロナ禍における米価下落対策を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、国が緊急事態宣言を発令し、外出自粛要請や営業時間の短縮要請などが行われ、外食産業は大きな影響を受けました。このような中、国産米の需要は減少に歯止めがかからず、過大な在庫が生じており、令和3年度産米価格は全国的に大幅な下落となっており、生産農家は苦境に立たされています。

米生産者は市場原理の国のコメ政策のもとで、かつて1俵（60kg）平均で2万円を超えていたものが、今や1万2千円前後です。他方、農林水産省の調査では、米1俵を生産するのにかかる直近（令和元年産米）の経費は、平均で1万5千円を超えています。米農家の大多数は赤字生産を強いられ、生産費が平均より高い中小規模や中山間地域の農家は、米生産を諦めるものも出てくる状況です。このことは、水田の持つ多面的機能の喪失となり、国土の保全、農村の景観が保たれなくなることにも繋がるものと考えます。

よって、次の事項が速やかに実現されることを強く要望します。

- 1 過剰在庫を政府が買い取り、市場から隔離すること
- 2 買い取った米を生活困窮者、学生、子ども食堂などへ大規模に供給すること
- 3 国内消費に必要な外国産米（ミニマム・アクセス米）の輸入を中止すること

4 農業者戸別所得補償制度を復活すること

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）12月17日

三 次 市 議 会